

駒ヶ根市勤労者互助会給付金一覧表

【全労済協会 自治体提携慶弔共済保険】

給付金支払事由			給付金額(円)	請求時の必要書類	
会員本人保障	死亡保険金	疾病による死亡	65歳未満	300,000	※申請書類のご案内をしますので、駒ヶ根市勤労者互助会事務局までご連絡ください。 ①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②本人死亡・後遺障害保険金請求書(全労済協会所定) ③医師の死亡診断書/死体検案書(写し可) ④戸籍謄本/改製原戸籍謄本(写し可) ⑤委任状(写し可) ⑥事故の場合、事故であることを示す証明書(写し可) ⑦退会届
			65歳以上	150,000	
		不慮の事故による死亡		500,000	
		交通事故死亡による死亡		900,000	
	重度・後遺障害保険金	疾病による重度障害	65歳未満	300,000	※申請書類のご案内をしますので、駒ヶ根市勤労者互助会事務局までご連絡ください。 ①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②本人死亡・後遺障害保険金請求書(全労済協会所定) ③医師の後遺障害診断書(写し可) ④事故の場合、事故であることを示す証明書(写し可)
			65歳以上	150,000	
		不慮の事故による重度後遺障害 1～14級		20,000 ～500,000	
		交通事故による重度後遺障害 1～14級		36,000 ～900,000	
	傷病休業保険金	休業14日～30日未満		5,000(10,000)	※下記表「駒ヶ根市勤労者互助会 付加給付」により5,000円の見舞金が増加されます。()内の金額で申請してください。 ①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②保険金請求書兼証明書(全労済協会所定) ③傷病による休業期間が確認できる書類(写し可) →出勤簿、医師の診断書、入院の支払領収書 等
		休業30日～60日未満		10,000(15,000)	
休業60日～90日未満		15,000(20,000)			
休業90日～120日未満		20,000(25,000)			
休業120日以上		25,000(30,000)			
会員本人財産保障	住宅災害保険金	火災等	建物、家財の損害程度が50%以上	250,000	※全労済協会の審査が必要です。事由発生の折は速やかにご連絡ください。 ①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②住宅災害等保険金請求書(全労済協会所定) ③修理業者による見積書(写し可) ④関係官署の罹災証明(写し可) ※関係官署の罹災証明がとれない場合は、罹災の事実を客観的に証明するもの
			30%以上 50%未満	175,000	
			20%以上 30%未満	125,000	
			20%未満	50,000	
	自然災害	床上浸水以外	損害の程度が70%以上	75,000	
			20%以上 70%未満	37,500	
			20%未満	7,500	
	床上浸水	損害の程度に関わらず一律	15,000		
慶弔見舞金保障	死亡弔慰金	配偶者	50,000	①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ※戸籍謄本、住民票、医師の死亡診断書等を提出していただく事もあります。	
		子	20,000		
		親	8,000		
		住宅災害による同居親族	10,000		

***** 状況に応じて、その他の書類の提出をお願いすることがあります *****

【駒ヶ根市勤労者互助会 付加給付】

傷病休業見舞金	5,000	「全労済協会 自治体提携慶弔共済保険」傷病休業保険金への付加給付であるため申請書類は共通
結婚祝金	10,000	①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ※戸籍謄本、住民票を提出していただくこともあります。
子の出生祝金	10,000	①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ※戸籍謄本、住民票を提出していただくこともあります。
子の小学校入学祝金	10,000	①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②入学を証明する書類または生年月日のわかる書類 →入学通知書、保険証、母子手帳等の写し
人間ドック補助金(40歳以上)	3,000	①給付金申請書兼給付金支払事由証明書 ②人間ドック、日帰りドック等の記載のある領収書(写し可)
勤労者互助会在会勤続祝(10年毎)	記念品	申請の必要はありません。事業所を通じてお贈りします。